

本人が来庁できない場合の

マイナンバーカードの代理受け取りについてのご案内

◆代理人による受け取りについて

マイナンバーカードは原則、申請者ご本人にお受け取りいただきますが、ご本人がやむを得ない理由により来庁が困難である場合に限り、代理人にカードを交付しております。

対象者	来庁が困難であることを証明する書類
成年被後見人	ー（代理権を証する書類で確認）
被保佐人・被補助人	ー（代理権を証する書類で確認）
中学生・小学生・未就学児	ー（本人確認書類で生年月日を確認）
高校生・高専生	学生証、在学証明書
75歳以上の高齢者	委任状に外出困難である旨を記載
長期入院者	病院長が作成する顔写真証明書、診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書
障害のある方	障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、
施設入所者	施設長が作成する顔写真証明書、施設等に入所していることを証する書類（契約書、領収書等）
要介護・要支援認定者	ケアマネジャーが所属する事業所の長が作成する顔写真証明書、介護保険被保険者証、認定結果通知書
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書又は受診券
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態の方	相談している公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書
海外留学している方	査証の写し、留学先の学生証の写し
長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など	長期出張等を証する勤務先が発行した書類

※仕事が忙しい等の場合は、やむを得ない理由に該当しません。

必要書類

- 1 交付通知書（はがき）
- 2 通知カード（お持ちの方は返納していただきます。）
- 3 マイナンバーカード（更新の方は現在のカードと引き換えとなりますので、必ずご持参ください。）
- 4 申請者ご本人の本人確認書類（少なくとも1点は顔写真付きのもの）
- 5 代理人の本人確認書類（少なくとも1点は顔写真付きの公的機関が発行したもの）
- 6 代理権を証する書類（登記事項証明書や戸籍証明書）
- 7 申請者ご本人の来庁が困難であることを証明する書類

◆交付通知書（はがき）

申請者ご本人が、裏面の「回答書」、「委任状」及び「暗証番号」の各欄をご記入のうえ、代理人が窓口にお持ちください（暗証番号欄に目隠しシールを添付してください。）。

※ 法定代理人がお越しいただく場合は、委任状及び暗証番号の記入は不要です。

◆本人確認書類（有効期限内のもの・原本）

区分	本人確認書類
A欄（顔写真付きの公的機関が発行した書類）	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳 など
B欄	資格確認書、医療受給者証、社員証、学生証、生活保護受給証明書、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、母子手帳、預金通帳、顔写真証明書（入院又は施設入所中の方・在宅で保健医療又は福祉サービスを受けている方・未成年者又は成年被後見人の方・社会的参加回避の方）など

申請者ご本人の本人確認書類

パターン①：A欄2点

パターン②：A欄1点とB欄1点

パターン③：B欄3点（うち顔写真付きのものを1点以上）

※マイナンバーカードの有効期限切れに伴う更新の場合、有効期限から6か月以内に限り、旧マイナンバーカードを申請者の本人確認書類としてご使用いただけます。

代理人の本人確認書類

パターン①：A欄2点

パターン②：A欄1点とB欄1点

◆代理権を証する書類

対象者	代理になれる方	代理権を証する書類（原本をご提示ください。）
成年被後見人	成年後見人	登記事項証明書
被保佐人 被補助人	保佐人 補助人	登記事項証明書 （代理権目録の記載から本手続きの代理権があると判断出来る場合に限りです。）
15歳以上	任意代理人	委任状（交付通知書裏面の「委任状」の欄を使用してください。）
15歳未満の方	法定代理人	戸籍謄本 （当市の戸籍や住民票で確認できる場合には不要です。）